

香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第17号

香川県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則
香川県動物の愛護及び管理に関する規則（平成13年香川県規則第60号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の提出)</p> <p>第3条 法及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）の規定により知事に提出する書類は、動物取扱業に係るものにあつては事業所の所在地、特定動物の飼養又は管理に係るものにあつては特定飼養施設の所在地を所管する保健所長に提出するものとする。</p> <p>(動物取扱責任者研修)</p> <p>第5条 法第22条第3項の動物取扱責任者研修（以下「研修」という。）を受けさせようとする動物取扱業者は、動物取扱責任者研修受講申込書（第1号様式）を保健所長に提出しなければならない。</p>	<p>(書類等の提出)</p> <p>第3条 法及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「省令」という。）の規定により知事に提出する書類等は、動物取扱業に係るものにあつては事業所の所在地、特定動物の飼養又は管理に係るものにあつては特定飼養施設の所在地を所管する保健所長に提出するものとする。</p> <p>(動物取扱責任者研修)</p> <p>第5条 法第22条第3項の動物取扱責任者研修（以下「研修」という。）を受けさせようとする者は、動物取扱責任者研修受講申込書（第1号様式）を保健所長を経由して知事に提出しなければならない。</p>

第1号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

動物取扱責任者研修受講申込書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

動物取扱業者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項の動物取扱責任者研修を受けさせたいので、申し込みます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
受 講	住 所	
	ふりがな	
者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

第1号様式（第5条関係）

（日本工業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

動物取扱責任者研修受講申込書

年 月 日

香川県知事 殿

動物取扱業者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕

動物の愛護及び管理に関する法律第22条第3項に規定する動物取扱責任者研修を受けさせたいので、申し込みます。

事業所の名称		
事業所の所在地		
受 講	住 所	
	ふりがな	
者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日

第6号様式 (第14条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

犬 又 は 猫 の 引 取 申 請 書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、その〕
〔名称及び代表者の氏名〕

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により、次のとおり犬(猫)の引取りを申請します。

申 請 理 由					
申請前にした譲渡に関する経過の概要					
種 類	性 別	毛 色	年 齢		
犬					
猫					
狂 犬 病 予 防 法 の 登 録 内 容	登録年度及び登録番号	年度 第 号			
	狂犬病予防注射済票番号	年度 第 号			

注

- 1 「狂犬病予防法の登録内容」欄は、犬の引取りの場合のみ記入してください。
- 2 犬に係る申請の内容については、当該犬の所在地を管轄する市町長に当該申請の内容の情報を提供します。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

第6号様式 (第14条関係)

(日本工業規格A列4番)

香 川 県 証 紙 欄
(消印してはならない。)

犬 又 は 猫 の 引 取 申 請 書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、その〕
〔名称及び代表者の氏名〕

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定により、次のとおり犬(猫)の引取りを申請します。

申 請 理 由							
種 類	頭 (匹) 数	内 訳				年 齢	
		性 別		毛 色	年 齢		
		雄	雌		生後91日以上	生後90日以内	
犬		頭	頭	頭	頭	頭	
猫		匹	匹	匹	匹	匹	